

## 環境水道防災委員会記録(No.16)

1 日 時 令和7年12月10日(水)  
午前 9時59分 開会  
午前10時57分 閉会

2 場 所 第5委員会室

### 3 出席委員(9人)

委 員 長	日 野 雄 二	副 委 員 長	荒 川 徹
委 員	戸 町 武 弘	委 員	田 中 元
委 員	たかの 久仁子	委 員	木 畑 広 宣
委 員	泉 日出夫	委 員	奥 村 直 樹
委 員	村 上 さとこ		

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

環 境 局 長	木 下 孝 則	総務政策部長	岩 佐 健 史
循環社会推進部長	敷 田 寛	循環社会推進課長	村 上 愛
施 設 課 長	堤 雄 治	消 防 局 長	岸 本 孝 司
総 務 部 長	竹 光 郁	予 防 部 長	中 尾 義 浩
予 防 課 長	澤 田 博 人	上 下 水 道 局 長	廣 中 忠 孝
総務経営部長	中 島 尚	下 水 道 部 長	神 野 右 文
下水道計画課長	松 本 実		外 関 係 職 員

### 6 事務局職員

書 記	山 下 絵 美 理	書 記	小 野 佳 奈 子
-----	-----------	-----	-----------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	発言の訂正について	危機管理監から11月19日の委員会における発言の訂正の申出があったことを報告した。
2	審査日程について	10日は議案の審査、11日は議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
3	議案第155号 北九州市火災予防条例の一部改正について	議案の審査を行った。
4	議案第169号 芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について	
5	議案第185号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	

## 8 会議の経過

○委員長（日野雄二君）開会します。

初めに、発言の訂正について報告します。

危機管理監から、11月19日の当委員会における発言の一部について訂正の申出がありましたので、御報告いたします。

次に、審査日程についてお諮りします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり、3件であります。審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第155号、169号及び185号のうち所管分の以上3件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長 それでは、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち、環境局所管分について御説明いたします。

お手元の資料、令和7年度一般会計補正予算、環境局所管分についてを御覧ください。

まず、1の職員費の補正につきましては3,373万円の減額で、これは人事委員会の勧告に基づきます給与改定及び報告に基づきます期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴うものでございます。

2の災害廃棄物処理対策事業につきましては、令和7年8月の大雨により発生した災害廃棄物につきまして、被災者が行いました撤去を支援するため、増額補正を行うものでございます。

3の本城資源化センター事業用地汚染土壌対策事業につきましては、本城資源化センターの建て替えにおけます汚染土壌の拡散防止対策及び適正処分のため、増額補正を行うものでございます。

資料中に補正予算の金額をまとめておりますので、参考に御覧ください。

以上で環境局所管分の議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（日野雄二君）** 総務部長。

**○総務部長** それでは、議案第155号、北九州市火災予防条例の一部改正について、タブレットの資料により御説明いたします。タブレットの2ページを御覧ください。

まず、改正理由ですが、今年の2月から3月に、岩手県、愛媛県などで相次いだ大規模な林野火災を受け、総務省消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開き、林野火災に向けた消防防災対策のあり方について報告書を取りまとめました。

この内容を踏まえて、全国の自治体の火災予防に関する条例のひな形となる火災予防条例（例）が消防庁通知により改正されたため、これに合わせて北九州市火災予防条例の改正を行うものです。

改正内容は、(1)条例上の火災に関する警報が消防法に基づくものであることを明確にする。

(2)事務所や住宅における火を使用する設備や器具の技術革新、また、市民の従前からの生活様式の変化などを踏まえ、火災に関する警報の発令中における火の使用制限のうち、屋内での裸火の使用に係る制限の規定を削除する。

(3)火災に関する警報の発令中に火の使用を制限する対象区域を指定できるようにする。

(4)早い段階から林野火災への市民の注意を喚起するため、林野火災に関する注意報に関する規定を新設する。

(5)消防署に届出が必要な火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明文化する。

(6)消防署に届出が必要な行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定できるようにするとなっております。

施行期日は、国が示す施行期日と同日の令和8年1月1日です。

以上で議案第155号、北九州市火災予防条例の一部改正についての説明を終わります。

続いて、3ページを御覧ください。

次に、議案第185号、令和7年度北九州市一般会計補正予算についてのうち、消防局所管分について御説明いたします。なお、金額は万円単位、端数は切捨てとさせていただきます。

歳出補正についてですが、12款1項消防費のうち、1目消防職員費の補正額は4億4,470万円の増額で、これは人事委員会の勧告に基づく給与改定における3.03%の引上げや期末・勤勉手当支給割合の0.05月分の増加などによるものです。

以上で消防局所管分に係る令和7年度北九州市一般会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（日野雄二君）** 総務経営部長。

**○総務経営部長** 上下水道局所管分の議案について御説明いたします。

お手元の資料の2ページを御覧ください。

議案第169号、芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について御説明します。

本議案は、芦屋町の公共下水道事業のうち汚水処理に係る事務を北九州市が受託、代替執行するため、地方自治法の規定に基づき、芦屋町と協議するものです。

受託範囲について、事業管理に関する事務である事業計画の策定などは、責任が北九州市に帰属することとなる事務の受託で対応します。公共下水道の修繕及び維持の事実行為に関する事務などは、責任が芦屋町に残る事務の代替執行にて対応します。これらの事務受託に要する費用や事務費については芦屋町が負担することとなります。

芦屋町の主要な下水道施設については、次のページの下段にあります、3、本市との比較を御覧ください。事務受託に関する主な施設は、管きょが94キロメートル、処理場が1か所、ポンプ場が7か所となっています。

今後は、本議会での審議を経て、来年4月1日の事務受託の開始に向け、芦屋町と緊密に連携しながら、実施細則等の決定や業務引継ぎを行ってまいります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（日野雄二君）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** 私から1点だけ、火災予防条例の一部改正についてお願いいたします。

群馬県とか神奈川県では相次ぐ山火事が起こっておりまして、今なお延焼中ということでありまして、本当に一日も早い消火活動が進むことを願っております。

今回の一部条例改正の目的についてなんですけれども、今回の改正は、市民の皆様の生命とか住宅、また、財産を守るためのものだと考えておりますが、改めて一部改正の目的を教えてください。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 条例改正の目的は何かということの御質問に対してお答えいたします。

今委員がおっしゃられたような市民の行動を求め火の用心をしてもらうというのが、この火災警報発令のもともとの根拠というか、目的であります。今までの火災警報は罰則つきのものでありましたので、これがなかなか発令しにくかったということでありました。それに対して、罰則を伴わない火災注意報というものを新設して、火災危険が高まったとき、そういった気象条件がそろったときに、住民に対して火の用心、火の取扱いについてしっかり呼びかけていくようにということで、少しでも火の用心を市民に届けられるようにというか、訴えかけやすくなるようにということで注意報というのが新設されたものでございます。大きな目的としてはそういったところでございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） ありがとうございます。では、市民の皆様が実際に以前より守られると感じられる点として、どこが強化をされたのか、改めて教えていただければと思います。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 今回の条例改正は、市民に対して何かしら規制を強化するというものではございませんで、行政側、消防側が少しでも早く市民に対して注意喚起を行えるようにということで注意報という項目が1つ新設されたというものでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） 今注意報という話がありました。新たに今回設けられました林野火災に関する注意報についてでありますけれども、具体的にどのような気象条件のときに発表されるのか。

また、注意報が出たときに市民の皆様へはどのようにお知らせをされるのか、その辺を教えてください。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 注意報の発令基準ということでございますけれども、これは新たに降水量、雨量に関する基準が1つ設けられました。内容を少し御紹介しますと、前3日間の降水量が1ミリかつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下、それと、前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ乾燥注意報が発令された場合、こういったときに消防局で判断いたしまして、市内の皆様在林野火災注意報ということで、そういった火の取扱いについて注意を呼びかけていくというものでございます。

それから、もう一つが、広報のことですけれども、どのように市民に伝えていくかということですが、今考えておりますのは、ホームページであったりとか、SNSで、広く市民の方に周知していこうかなと思っております。

それから、現在、火の取扱いについて、毎回消防署にたき火であったり、火災と紛らわしい

行為という届出をしていただいております。その際に、間もなく注意報が発令される気象条件がそろいますよと、実際にそういった行為をされる方に直接火の取扱いの指導をしていこうかなと考えております。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** ありがとうございます。

あわせてですけれども、注意報が出たときに、市民の皆様は具体的にどんな点に気をつければいいのか、その辺も教えていただければと思います。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** まずは、屋外において煙火を使用しないこと、たき火をしないことであつたりとか、それから、花火とか、煙火の打ち上げとか、仕掛花火とか、そういったことをしないことであつたりとか、危険物の周囲でたばこを吸わないこと、そういったことが制限されるものでございます。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** ありがとうございます。

また、この改正においては、消防署の届出が必要な行為として、たき火が明確に追加をされております。また、火気使用のルールを適用する期間や区域も指定できる仕組みとして整えられておりますけれども、たき火を届出対象として明確にされたことについて教えていただきたいのと。

期間や区域を指定する場合、市民の皆様への周知についてどのように行っていたりするのか、教えていただければと思います。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** まず、たき火を明記するようになったのは、今年の大船渡市等々で起こった火災の原因が、恐らくその辺にあるのではないかなと推察いたします。もともと冬の乾燥する時期に草木を燃やしたりするという行為が行われておりますので、そういったところをしっかりと火災予防条例上に書き込んで、そういった注意喚起を促していこうというのが目的ではないかなと思います。北九州市では、たき火という行為を条例上に書き込む前も、それまでも届出はずっとしてもらおうようにしておりましたので、北九州市においては条例上に書き込みはしませんが、これまでと何ら変わることはないのかなと考えております。

それから、期間と区域についてですけれども、乾燥する時期に火災注意報を発令する期間を設けることができるとされていましたが、北九州市の場合は、林野が市域の4割を占めるということであつたりとか、町と山林が近くにある、また、町の中にも木造密集地域であつたりとか、火災が発生した場合に、林野火災だけではなくて、警戒しなければならないエリアがあるということで、区域指定は設けないと考えております。恐らく林野火災の危険が高まるときには、市中においても火災予防の機運というか、気持ちを高めてもらわなければならないんだ

ろうなと思いますので、区域指定はしないということです。期間についても、年中同じような取扱いで、期間を定めず、注意報、警報を発令できるようにしております。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** ありがとうございます。

市民生活であったり、地域の活動でも火を使う場面というのは少なくないかと思うんですけども、届出の必要性について、市としてどのように丁寧に周知をして、また、市民の皆様の負担を減らしていくのか、その辺もお聞かせ願えればと思います。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** まず、火災と紛らわしい行為ということで届出いただいているのは、どうしても屋外で煙を出したり火を出すような行為をされていますと、周辺の方から火事じゃないかとかという通報を受けたりということがあります。そういったときに、いや、その場所では今届出が出て、火事ではありませんよといったことを事前に広報であったりお伝えすることができると思いますし、私たちの都合とすれば、どこどこでたき火をやっているんだったら、それに備えて、何かあったときにはすぐ駆けつけられるようにと心の準備といえますか、事前準備ができるのかなと思っております。今届出自体が物すごく負担になっているというお声もいただいておりますので、これは継続させていただきたいなと思っております。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** ありがとうございます、大変勉強になりました。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** ほかにございませんか。泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 私も1件、環境局の補正の部分ですけども、災害廃棄物処理対策事業で3,500万円、これは今年の8月の大雨によって被災をされた方の支援を行うという内容になっていますが、この3,500万円という数字の根拠と、どれぐらいの方を対象というか、見込んでいるのかというのを教えていただきたいと思います。

**○委員長（日野雄二君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 今回、3,500万円計上させていただきましたのは、前回同じような償還の支援をしております、それは平成30年豪雨のときに行っております。そのときの災害の規模と今回の災害の規模、災害の規模はうちが被害認定している一部損壊とか、床上浸水とか、床下浸水の件数を比較しまして、前回の平成30年のときの件数が399件に対して、償還の申請がありましたのが33件でしたので、その比率を活用しまして、今回も5件ぐらいあるのではないかと見込みまして、この金額にさせていただいております。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 今説明があったように、平成30年の豪雨のときと比較してということでしたが、平成30年のときに339件の被災状況の中で33件の申請が実際にあった。これって約1割ぐらいですけど、この件数って、私が今聞いたときに、ああ、少ないなと思ったんですけど、

これに対する認識というか、どんなふうを受け止めていたんですかね。

**○委員長（日野雄二君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 全てが対象になるというわけではなく、災害の中でボランティアとか、人力で排出できない方、人力ですると危険が伴う方で、事業者に頼まないといけないような方の廃棄物の撤去を補助するという仕組みです。災害に遭った方は基本的に土砂崩れなりの災害の所有者が処理するのが原則です。所有者が分からないものとか、連絡が取れないもの、被災者のほうでできないものというところだけを対象としておりますので、この割合になっているため、多いか少ないかと言われると、この程度なのではないかと思っております。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** そうすると、今回5件ぐらいの申請じゃないかということなので、単純に被害の状況によっては金額が若干違うかもしれないんですけど、その5件ぐらいの状況で3,500万円という金額はどうなんですかね。平成30年のときは33件でどれぐらい支出があったんですかね。

**○委員長（日野雄二君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** すいません、前回の支出の金額までは手持ちにはないんですけど、今回金額を考えるに当たりまして、既に若松区の案件で土砂混じりの瓦れきを撤去した事例があります。そこで、1件当たりの金額が600万円ほどありました。ほかのところも何か所かありますので、見積りをしたところ、平均で700万円程度だろうと見ておりますので、箇所によって金額は変わるかとは思いますが、うちで把握しているところで金額の設定をさせていただきました。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** これは当然申請があつて支援するんだと思うんですけど、ということは、もう既に8月の豪雨だったので、何らかの処理で被災をされた方は支出されていると思うんですが、その金額によって何割とかっていうような支援になるわけですか。

**○委員長（日野雄二君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 本来であれば、そういった所有者の方がすべきものなんですけれども、所有者が見つからないとか、危険が伴うもので、市がすべきものってところが対象となっております。申請がありまして、金額がうちの積算とそちらの実際にかかった金額を見比べた上で国に補助申請をしますので、そこで認められた金額となります。

**○委員長（日野雄二君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** そうすると、被災者がいて、被災者が何らかの被害を受けて、支出があつて、それに補助するという形ではないということですね、意味合いは。ありがとうございます。

**○委員長（日野雄二君）** いいですか。ありがとうございます。

ほかにございませぬか。村上委員。

**○委員（村上さとこ君）** お伺いいたします。木畑委員の火災予防条例に加えて質問いたします。

木畑委員の質問で内容は大変よく分かりました。その中で、火災予防の呼びかけ、注意喚起に力を入れていくということを伺いました。火災の予防として、火入れだとか、花火だとか、たき火をやるとかを制限していくということでしたが、この中に喫煙なども入るんでしょうか。

また、予防の呼びかけであります、注意報が発令されたときに、ホームページでの発表などを伺いましたが、消防車が巡回して地域の方に呼びかけるということはされるのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** 制限の内容に喫煙が入るのかという御質問でありますけれども、たばこも入っております。屋外において、引火性とか爆発性の物品、その他可燃性物品の近くで喫煙しないことということが火の使用制限の中に入っております。また、たばこの吸い殻をちゃんと処理するとか、そういった制限内容も入っております。

それから、消防車によるパトロールがどうなのかということでございますけれども、今のところ考えておりますのは、火災警報が発令された段階で、例えばたき火の届出とかがされているエリアを中心に消防隊でパトロールを行うといったことはやっぴいこうかなと考えております。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 村上委員。

**○委員（村上さとこ君）** ありがとうございます。

市民の意識を高めて、市民が自ら防災の意識、もっと向上できるといいと思っております。実効性のある予防や対策になるといいと願っております。

すいませぬ、委員長、先ほど質問し損ねた分がありますので、続けてよろしいでしょうか。

**○委員長（日野雄二君）** どうぞ。

**○委員（村上さとこ君）** 続けて、環境局の本城資源化センターの事業用地の汚染土壌対策事業 2億3,690万円についてお伺いいたします。

これ地中障害物が出て、本城資源化センターの新たな供用開始が令和9年になったということのスケジュールの中でのことだと思ひます。それで、汚染土壌対策は具体的にどのようなことをするの、どのようなものが出てくるのか、改めてお聞かせください。

**○委員長（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 本城資源化センターは、本城かんびん資源化センターの建て替ひに合せて、不燃系粗大ごみの処理施設を併設するものでございます。こちらの工事が令和5年10月に契約して、令和6年4月に建設工事着手したところ、地中障害物が見つかりました。この地中障害物は、過去の資料等を見ますと、メッキ汚泥を貯留したコンクリートの層であると推察されております。そのメッキ汚泥、地中障害物の内部を分析したところ、3物質、シアンとフッ素とホ

ウ素について検出がされました。それと、メッキ汚泥が貯留されたということで、六価クロム、こちらも疑われますので、その4物質について周辺の土壌が汚染されているかどうかという調査を行いました。その結果、フッ素においては、法の基準の1リットル当たり0.8ミリグラムというのを超えておりましたので、汚染土という扱いになりました。汚染土という扱いになりますと、場内から搬出するときには、法に基づいて適正に処理するということになりますので、その汚泥を適正に処理するという今回の業務が発生したという状況でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 経過は分かりました。

汚泥の処理というのはどのようにするのか、方法を教えてください。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 1つは、セメントの原料化ということで、セメントを製造する原料の一部に使うという方法がございます。それと、もう一つは、浄化した後に埋立処分するという方法がございます。今回の事業については、もともとセメントで処理する予定としておりましたが、セメントで処理ができなくなったものですから、追加の費用ということで増額の補正予算をお願いしているところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 確認いたしますと、2億3,690万円は汚泥を埋め立てる費用ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 もともとセメントの原料にする予定だったのが、汚泥を洗浄した後に埋立てするという費用でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 汚泥の量がどれくらいなのか教えてください。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 掘削の汚泥の量としては1万8,500トン进行予定しております。それで、その1万8,500トンをもともと処理する予定だったんですが、掘削した汚泥のうちの良質汚泥といいますか、良質土に関しては、例えば大きな石を取り除いた後に場内の埋め戻し材として再生利用するように量を減らしてございまして、最終的には1万3,500トンが場外に搬出されると見込んでおります。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 1万3,500トンの埋立費用などで2億3,690万円ということで、分かりました。結構金額がかかるんだなと実感をしております。

では、この汚染土壌対策費というのは、当初計画を立てたときには予定していなかった予想

外の費用という位置づけでよろしいのでしょうか。

**○委員長（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** こちら本城資源化センターの建設の計画時には、当然土質調査などを行っておったんですけど、そのときには汚染のおそれがないという土地でありました。しかし、建設に入りまして、現場の草を取ったり木を伐採したりしたところ、コンクリートの層が見つかりました。コンクリートの層は土で埋まっていたんで、当初は分かりにくかったんですが、実際に現場に入って整地とかをした上で発見しておりました。その発見した地中障害物、コンクリートの層については、過去の資料等を見ますと、昭和50年頃に市内の中小企業のメッキ工場のメッキ汚泥を貯留するために市が整備したコンクリートの層であると推察されました。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 村上委員。

**○委員（村上さとこ君）** 計画時には分からなかったということでありました。地中障害物が発見されたとき、退職した当時の担当者などにも聞き取り調査をされたと伺っております。こういった資料が庁舎内というか、職員の間で継承されていなかったということも一つの原因なんではないでしょうか。

**○委員長（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 結果として資料が引き継がれていなかったというのは、今回の事案につながる原因であったと考えております。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 村上委員。

**○委員（村上さとこ君）** 長期の計画にもなりますので、こういった土壌汚染などはきちんと記録をして、引き継ぐことが非常に大切だなということがよく分かりました。経過は分かりました。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** ありがとうございます。

ほかにございませんか。奥村委員。

**○委員（奥村直樹君）** 私から、先ほどからの消防局にお伺いしたいんですけど、今回の改正は、今話を聞いた限り、林野火災がきっかけになっているけども、それ以外のことも併せて改正が行われたんだろうと思うんですが、この中で気になったのが、(2)番なんですけど、これを削除するって、これは具体的に言うとどんなケースなのかなというのを教えていただいていた方がいいですか。削除された、緩和されたのはどんなケースですか。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** 火の使用制限のうち、屋内での裸火を取り扱うときに、開口部、窓を閉じて行うこと。要は、外で火災警報、注意報が発令されている状況下で、屋内で裸火を使用する場合は窓を閉めなさい、こういった項目になっておりました。結局、屋内において、こういったものがまず裸火になるのかというのは、いろりであったりとか、例えばむき出しの暖炉であったり

ですが、そもそもそういった生活様式というか、日本の様式で大きな暖炉がむき出しになるのは、私の知る限りですが、なかなかそういったおうちがない、調理器具も電子化になったり、例えばこんろもちゃんと固定のもの、立ち消え安全装置がついたり、そういったそもそもの調理器具の技術革新があったりですとか、そもそも今いろりでこうやってやることもなかなかないだろうということで、もうこの項目は要らないんじゃないかという検討の上で国が削除したと聞いております。ですので、消防局においても、特段そこに対して何か制限をかける必要や規制を残す意味はないだろうという判断で、今回は同じように削除させてもらったというところでございます。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 奥村委員。

**○委員（奥村直樹君）** いろりは確かにあれだけど、暖炉は逆に最近何かあるような気がするんですけど。技術の革新でそれを削除するのはいいことだと思うんですが、いつ頃制定されて、要はほかにも技術革新とかで変えるべきものってあるのかなと。それがずっと何となく残っているものが今回目に留まったのかなと思ったんですけど、もともとの制定が何年頃とかが分かったりしますか。細かくなくていいんですけど、要はほかにもこういう項目がないのかなと思ったんですよ。よく見れば、今の時代に合っていないものとかってあるんじゃないかという気がするけど、今回のこの見直しでそういうのはずらっと一応見ているんですかね、どうですか。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** まず、暖炉ですけども、確かに今、今風の暖炉というんですかね、家庭の中に鉄でできた、表にカバーのついた、恐らくこれは消防局の指導課の見解ですけども、カバーがついている分については、これは裸火とはみなさないという整理を今しているようです。ですので、まさにむき出しの石でできたというんですか、欧米にあるような、ああいったもので火が直接表出しているようなものについては裸火という扱いになるんだろうなと思います。

それから、今御指摘がありました時代にそぐわない項目というのは多分あるんじゃないかと思います。私もちょっと全部は見切れていないので、はっきり何がどれだけ残っているというのは申し上げられませんが、恐らくそういったことはあるんだろうなと。今回はあくまでも火災警報、注意報が発令中の火の使用の制限というところをどうするかということがありましたので、たまたまそこに目が行って、これはもう必要ないだろうなと判断されたんじゃないかと思っております。

それから、消防法ができたのが昭和23年ということですので、恐らくその時代背景を受けての規定ではなかったかなと思っております。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 奥村委員。

**○委員（奥村直樹君）** 恐らくそうだと思うので、こういう見直しはぜひまた積極的にやってもらえたらなと思うので。

それと関連して、最初にたしか罰則があるから使いにくいので注意報みたいなことができたという話があったんですけど、罰則があると使いにくいというのは具体的に言うとどういうことなのか、教えてもらえたらなと思ひまして。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** まず、一般の火災予防を我々が住民、市民に訴えかけていくときに、その行為をやめなかったら罰金を取りますよというのが、なかなかそぐわないというところでありました。やっぱりまずは協力を求めて、指導して、理解をいただいて、そういった行為をやめていただくと。そういった市民との信頼関係ではないですけど、即座に何かの違反行為があったから罰金を取りますよというのは、消防予防行政ではないという性質のものがあるかと思ひます。警察権限のように交通違反をしたらすぐに切符を切る、こういったことではないのかなと、色合いが違うのかなという気がしております。ですので、今回の条例改正に当たって、全国の消防本部もそうですけど、一応消防法にはそういった警報発令中に罰則適用がありますよというのがあるんで、なかなか使いにくかったというのは正直あるようです。ですので、そうじゃなくて、林野火災ということがありまして、影響も大きかった、こういうことに対して、全国の消防本部の職員が市民に対して火災危険が高まっている、空気が乾燥している、これから風が強くなりますよということをしかり訴えかけて、林野火災であったり、大規模火災を抑止していかうというのが目的でありますので、そういうことでございます。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 奥村委員。

**○委員（奥村直樹君）** ちょっと歯切れが悪い気がしたんですけどね。確かに警察とは違うんでという話があったんで、例えば市民から見てこれはやめてほしいっていう火の使い方があったときは、逆に言うと強く言っていただきたいっていう市民のニーズもあるんじゃないかなと思ひるので、でも、それも時代が古くに設定しているという環境がある気がしたんで、ぜひこの見直しも含めて、より有効的に皆さんが使いやすいルールに変えてほしいと思ひるので。法律のたがというのはあるんでしょうけど、ぜひより使いやすく、そして、市民の安全につながるような、お互いに信頼ができるような条例にもっとまた変えていただけたらと思ひるので、要望で終わります。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** すいません、舌足らずだったかもしれません。決して火災警報を発令して、強い強制力をもって制限しないということではございません。もちろん市民が不安に思うときには、そういった強い権限も行使して、火の用心を訴えかけて、協力いただこうとは思っております。その前段階での取り組める条項ということで、今回注意報が制定されたということでございます。しかり運用していきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** いいですか。要望として受けました。

ほかにありませんか。たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 芦屋町の下水道事業に関わる事務の経費の負担は芦屋町の負担になるということですが、市民の皆様の負担は増えたりしているのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（日野雄二君） 下水道計画課長。

○下水道計画課長 芦屋町の事務を受託することによって、本市の下水道使用料、市民に影響があるかということでございます。今回は、芦屋町に関わる経費については芦屋町が負担することになっておりますので、今の市内の使用について影響はないと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

市民の皆様には負担がないのは本当に安心しました。

火災予防条例で先ほど罰則がないということでありましたけれども、市民の皆様から、町全体で結構たき火じゃないですけど、燃やしたりしているという御心配な要望があったりするんですが、これから意識向上とか、周知徹底が本当に必要になるのではないかなと思うんですけども、先ほどから注意報が発令されて注意喚起などをしていただけるという感じだったんですけども、それに関してどういうふうな意識向上をしていかれるのかをお聞かせください。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 消防署にも、煙が出ているということで苦情めいた電話が入ることは度々あります。その都度その場所に出向していきまして、たき火等々を行っている方に、こういった通報があっているんでお控えくださいとか、消火準備をしてくださいということでお願いはしております。基本的に外で廃棄物を焼却するという事は禁止されているんですけども、そういったなりわいとしているとか、通常的生活様式の中で営む上でやむを得ない場合は例外的に認められているということですので、完全に禁止ということとはできないとなっております。ただ、燃やす量であったりとか、燃やすタイミングだったりとか、煙を発生させる量とか、要するにそういうところを注意しながら行ってくださいというふうな指導は行っておりますので、お互いの理解を求めながらというか、こちらとしてもそういった通報、迷惑になっている行為であるということも訴えながら注意喚起というか、指導はしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

本当に市民の生命、財産を守るためにも、しっかりこの条例の一部改正がいい方向に行くように願っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） ほかにありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、火災予防条例の一部改正について、先ほど山火事もですね、早期に鎮火ということになりました。それから、佐賀関、香港の高層住宅の火災等、非常に大きな被害が出ておりまして、犠牲となられた方に哀悼の意を表したいと思ひますし、お見舞い申し上げたいと思ひます。

そこで、この際ですので、香港の場合は足場とかネットの問題がいろいろ指摘されていまして、今捜査もあつてゐるし、調査もされてゐると思ひんですが、日本の火災予防上のそういう基準について念のために教えていただきたいと思ひます。これが1つ。

それから、169号の芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託等についてですが、まず、本市の事務の内容について大まかに教えていただきたいと思ひます。どういふものを本市が行ふのかということについて。

それから、環境局の本城資源化センターの用地についてですが、これは先ほどの説明でも、随分前に取得されただろうと思ひますけども、取得の際の経緯とか、あるいは前の所有者の責任というのはないのかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

あわせて、工事の期間が延長になることによつて、その分経費、建設費等が増額になるのかということをお教えください。

それと、これは資料をお願いしたいと思ひますが、災害廃棄物処理に関する規定について何か文書、資料があれば提供していただきたいと思ひます。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** 香港であつた大規模高層建築物の火災での工事の基準についてという御質問でしたけど、直接の担当外ではありますけども、分かる範囲でということでお答えさせていただきたいと思ひます。

基本的にああいった高層ビル、マンションについては、日本の建築基準法上では、どこかの一室で火災が起きたとしても、上階だつたり隣に延焼しないという構造に基本的にはするようになっております。ですので、1室で収まるような構造基準というか、2時間は最低その部屋の中でもちこたえられるような構造となっているということでございます。

それから、ああいった高層建築物の高い建物にあつては、11階以上はスプリンクラー設備がつくであつたりとか、防火対策もそこに防火設備を設置して、延焼を拡大しないような構造になっているというところでございます。

それから、今回竹で組んだ足場というんですか、あれが延焼を拡大したんじゃないかというふうなこともメディアとかで言われてはありますけども、日本では考えにくいなど。今ちょうど向こう側にも見えてゐるんですけども、鉄製、鋼板、それから、あれにかけるシートというんですか、あれも防災のシートを使うということをやつてゐるはずですので、ああいった竹を組んでというのとは日本ではなかなか考えにくいなどというところでございます。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 下水道計画課長。

**○下水道計画課長** 芦屋町の事務受託につきまして、本市の事務の内容の主なものということ

でお答えいたします。

受託事務としましては、大きく3つあるかと考えております。

1つ目は、事業管理に関するもの、具体的には事業計画の策定、認可、承認、あとは工事の請負だとか委託の発注業務でございます。

2つ目は、施設の維持管理、それと設置だとか改築に関わるものでございます。これについては、具体的には浄化センターの下水管きょだとか、主に施設に関するものの維持管理を受けるところでございます。

3つ目は、その他ですけれども、例えば施設台帳の管理とか、そういう部分も幅広く受けるというところで、今のところ、大まかにはそこまで協議しているところでございます。以上です。

**○委員長（日野雄二君）** 施設課長。

**○施設課長** 本城資源化センターの土地の取得の件について御説明いたします。

この本城資源化センターの建設用地ですが、大正9年頃に埋立工事が開始されまして、昭和30年にしゅん工しております。もともと埋立てを行ったのが民間企業でございまして、民間が取得している土地となります。その後、昭和48年に北九州市に所有権が移転されました。北九州市は、その後、昭和50年に江川中継所を建設しております。今回の地中障害物なんですけど、過去の資料等、また、当時の担当者等の聞き取り調査の結果、昭和50年頃に市が整備したコンクリート製の層ということで市が土地を取得した後に造ったものですので、もともとの民間企業の責任というのはないものと考えております。

それと、今回の汚染土壌となった件について、工期の延長等なんですけど、約4か月の工期の延長が見込まれております。それによって、管理費等の増額が見込まれるところでございます。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** それではまず、先ほど火災予防条例の関係でお尋ねしましたが、日本の基準では、例えば足場は金属じゃないといけないとか、シートは防炎加工してないといけないとかとなっているっていうのはニュースとかで言っていましたけど、火災予防のいろんな法令の関係ではそんなふうな規定があるんでしょうか。分かれば教えていただきたいんですが。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** 当然そういったような防炎物品を使わなければならない建物であったりとかという規定はございます。例えば、カーテンであったりとか、カーペットであったりとかといったものに防炎品であるということをマークしたものを使いなさいということを定めた規定はございます。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** ニュースしか見ていないので、火事で火がずっと広がっているところを見

ると、外の竹の足場がずっと燃え移っているっていう感じでしたけど、今言いましたように、足場は金属じゃないといけないとかという基準はないんですかね。それとか、囲っているネットとかシートが防災加工してないといけないとかというのは日本の基準ではないんでしょうか。

それから、いわゆる建物の外側で起こった火事が室内に延焼しているような感じでしたけども、先ほど室内で起こった火事は上下に広がらないとか、横に広がらないとなっているとおっしゃったけども、向こうの場合は火事の状況が違うみたいな感じがするんですけども、ああいふことってあるんですかね。外で出た火が室内に、窓を開けていればそうでしょうけど、その辺をこの際なので教えていただければと思って、お尋ねしていますけど。

**○委員長（日野雄二君）** 予防課長。

**○予防課長** 失礼しました。先ほどの防災ネットのことですよ。これは恐らく防災品を使いなさいということになっていると思います。それから、足場ですけども、これは消防法の管轄ではないですけど、恐らく建築関連の法規ではそういったもの、鉄製のものを使うようにというのは最低限なっているんじゃないかなと思っておりますので、ここはちょっと所管外ではあるので、確認ができましたらまた後でお知らせするというところにさせていただきたいと思えます。

それから、外側から中に火が移ることもあるのかということですが、これは実際にあります。ですので、戸を閉めてください、それから、ベランダとか家の周りとかには燃えやすいものを置かないでくださいということは日頃より我々から住民の皆様にはお伝えしているところでございます。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** ありがとうございます。

それから、芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託等についてですが、先ほど本市の事務の内容について説明していただきましたけど、施設の建設等も入ってくるんでしょうか。更新とか、建設なんかも、今後。

**○委員長（日野雄二君）** 下水道計画課長。

**○下水道計画課長** 施設の更新についても入ってまいります。以上でございます。

**○委員長（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 分かりました。

それから、既に上水道事業については協定を結んでやっていますよね。上水道と今回の下水道の受託の内容の違いだけ教えていただけますか。

**○委員長（日野雄二君）** 下水道計画課長。

**○下水道計画課長** 水道事業につきましては、平成19年度から事業統合という形で、北九州市が管理者となって運用しているものでございます。今回、下水道はいわゆる事務の一部を受託するというところまででして、管理者として芦屋町の権限、あと予算、決算事務なんかは残り

ます。そのような違いがございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）ありがとうございます。

それと、今回の協定の中で、6条、7条で収入支出の経理、精算のことがありますが、毎年、この芦屋町に係る事業については、議会にもその収支等については報告があるということになるのでしょうか。

○委員長（日野雄二君）下水道計画課長。

○下水道計画課長 受託に関わる予算、決算につきましては、まずは芦屋町でも、議会、執行部の手続を経るというところで、うちもそれを反映した形になります。それぞれ受託をする事務として切り分けて、うちは予算、決算の計上をすることになります。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）分かりました。

それから、本城資源化センターの用地は、結局市がコンクリートの塊を埋めたっていうことになるんですかね。

○委員長（日野雄二君）施設課長。

○施設課長 全国的にメッキの汚泥の問題が出ておまして、本市においてもそういった状況を見ながら、市が設置したコンクリートの層です。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）埋めたのは随分前ですけど、そのときはそういう基準がなかったということですね。

○委員長（日野雄二君）施設課長。

○施設課長 当時の基準とかというのは、すいません、不明なのですが、コンクリートの層で上下左右全て囲まれて、基本的には処分場的な役割だと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）分かりました。

いずれにしても、フッ素が基準をオーバーしているということで、適正な処理をして、きちんとした対応をしないといけないということだと思っておりますので、そこは後にいろんな問題が起らないようにしっかりやっていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長（日野雄二君）ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

---

環境水道防災委員会 委員長 日野雄二 ㊞